

アルゲリッチ副読本制作委託業務仕様書

1 委託業務名

アルゲリッチ副読本制作委託業務

2 目的

世界的ピアニストであるマルタ・アルゲリッチ氏の功績や同氏と大分県との関わり、別府アルゲリッチ音楽祭の歴史等について、次世代を担う子どもたちを中心に広く理解を深めてもらうため、副読本を制作する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年1月15日まで

4 業務の概要

県が作成した副読本の原稿を基に、アルゲリッチ副読本のデザイン、イラスト・漫画制作、編集及び印刷製本を行い、県が指定する場所へ納品すること。

(1) コンセプト・留意点等

副読本の制作にあたっては、下記の内容について留意すること。

- ・中学生から高校生程度までが読んでみたくなるデザイン、構成に注力すること。
- ・クラシック音楽に馴染みのない読者でも興味を持てる構成とすること。
- ・アルゲリッチ氏の人物像や功績を分かりやすく紹介すること。
- ・音楽祭の歴史や特色について、漫画や写真等を活用しながら視覚的に分かりやすく伝えること。
- ・アルゲリッチ氏と大分県との文化的交流の意義が理解できる内容とすること。

【デザインに関する提案】

受託者は県が作成した原稿を基に編集するだけでなく、以下のような表現手法を積極的に提案すること。

- ・オリジナルイラスト
- ・漫画
- ・年表
- ・インフォグラフィック
- ・図解
- ・吹き出し形式による解説

など、読者が親しみやすい紙面となるよう独自の工夫を行うこと。

(2) 作成部数

3, 000部

(3) 規格

ア サイズ B5判

イ ページ数 12ページ程度(表紙含む)

ウ 色 全ページカラー両面印刷

エ 紙質 提案による

オ 製本方法 提案による

(4) 掲載内容

掲載内容は県が作成した原稿を参考とし、以下を基本構成とする。ただし、提案により構成を変更することを妨げるものではない。

紙面構成(12ページ)

ページ	内容	企画提案時 原稿案作成
P1(表紙)	メインビジュアル	必須
P2	はじめに(数字で見るアルゲリッチ)	必須
P3-4	アルゲリッチさんはどんなこどもだった?	必須
P5	アルゲリッチさんの演奏のここがすごい!	
P6-7	アルゲリッチさんが活躍した国々	
P8-9	別府アルゲリッチ音楽祭 始まりの物語	
P10-11	アルゲリッチさんからみんなへのメッセージ	
P12(裏表紙)	巻末資料・略歴年表	

5 委託業務の内容

(1) 副読本の編集・制作、印刷製本

- ・県が提供する原稿を基に内容、デザイン、レイアウト、その他の詳細について県と随時協議し、再構成・編集を行うこと。
- ・制作において必要な写真は、原則、県が提供する。
- ・デザイン、レイアウト及び図版作成は受託者が行うこととする。
- ・原稿作成の過程で、県からの修正・追加等の指示があった場合は、必要な修正・追加等を行うこと。
- ・使用する素材について必要な権利処理を行うこと。
- ・完成した副読本を印刷・製本し、県が指定する場所へ納品すること。
- ・校正は、文字校正2回以上、色校正1回以上とする。

【イラスト・漫画等】

- ・受託者は副読本の理解促進及び視認性向上のため、オリジナルイラストや漫画等を制作すること。
- ・イラストや漫画の内容については県と協議の上決定すること。
- ・掲載箇所は下記を参考とすること。

ページ	内容	イラスト	漫画
P1（表紙）	メインビジュアル	提案による	
P2	はじめに（数字で見るアルゲリッチ）	提案による	
P3-4	アルゲリッチさんはどんなこどもだった？	－	必須
P5	アルゲリッチさんの演奏のここがすごい！	提案による	
P6-7	アルゲリッチさんが活躍した国々	必須	－
P8-9	別府アルゲリッチ音楽祭 始まりの物語	－	必須
P10-11	アルゲリッチさんからみんなへのメッセージ	提案による	
P12（裏表紙）	巻末資料・略歴年表	－	

6 成果物

- (1) アルゲリッチ副読本 3, 0 0 0 部
- (2) アルゲリッチ副読本の電子データ
 - ・データ形式は、「PDF」形式とすること。

【納期】 令和8年12月7日（予定）

7 著作権等について

- (1) 制作に当たって使用する人物などの著作権や肖像権等の権利関係は、受託者において処理するものとする。また、第三者の商標権、肖像権、著作権その他諸権利を侵害

するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は受託者が負うものとする。

- (2) 本業務で制作したデータやイラスト、文書等の成果物に係る著作権及び版權は、すべて大分県に帰属するものとする。
- (3) 納品された啓発冊子の電子データは、県及び関係機関等のホームページ等に掲載する。

8 その他

- (1) 専任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて速やか、かつ確実な連絡体制をとるとともに、県から派遣要請があった場合には、2日以内に担当者を派遣すること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたっては、県と協議し、適宜連絡、確認をとりながら行うものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。